

2 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

(所要額：2,058億円)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

(1) 数量払 【交付単価は令和2年産～4年産に適用】

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

注1：播種前に農協等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本となります。

注2：麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象なりません。

注3：てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

注4：麦、大豆、そばについては、農産物検査又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認をし、一定以上の格付けがなされたものが対象です。

② 交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

小麦

(円/60kg)

| 品質区分（等級） | 1等又は1等相当 | | | | 2等又は2等相当 | | | | |
|-----------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|
| | ランク | A | B | C | D | A | B | C | D |
| パン・中華麺用品種 | | 8,810円 | 8,310円 | 8,160円 | 8,100円 | 7,650円 | 7,150円 | 7,000円 | 6,940円 |
| 上記以外 | | 6,510円 | 6,010円 | 5,860円 | 5,800円 | 5,350円 | 4,850円 | 4,700円 | 4,640円 |

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

| 品質区分（等級） | 1等又は1等相当 | | | | 2等又は2等相当 | | | | |
|-------------------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|
| | ランク | A | B | C | D | A | B | C | D |
| 二条大麦 (50kg当たり) | | 6,840円 | 6,420円 | 6,300円 | 6,250円 | 5,980円 | 5,560円 | 5,430円 | 5,380円 |
| 六条大麦 (50kg当たり) | | 5,970円 | 5,550円 | 5,420円 | 5,370円 | 4,940円 | 4,520円 | 4,400円 | 4,350円 |
| はだか麦 (60kg当たり) | | 9,980円 | 9,480円 | 9,330円 | 9,240円 | 8,410円 | 7,910円 | 7,760円 | 7,680円 |

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円/60kg)

(円/60kg)

| | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 品質区分 (等級) | 1等又は 1等相当 | 2等又は 2等相当 | 3等又は 3等相当 |
| 普通大豆 | 10,830円 | 10,140円 | 9,460円 |

| | |
|--------------|--------------|
| 品質区分 (等級) | 合格又は 合格相当 |
| 特定加工用 大豆 | 8,780円 |

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円/t)

| | | | |
|--------------|----------------|--------|----------------|
| 品質区分 (糖度) | ← (+0.1度ごと) | 16.6度 | → (▲0.1度ごと) |
| てん菜 | +62円 | 6,840円 | ▲62円 |

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

(円/t)

| | | | |
|------------------|----------------|---------|----------------|
| 品質区分 (でん粉含有率) | ← (+0.1%ごと) | 19.7% | → (▲0.1%ごと) |
| でん粉原料用 ばれいしょ | +64円 | 13,560円 | ▲64円 |

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円/45kg)

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 品質区分 (等級) | 1等又は 1等相当 | 2等又は 2等相当 |
| そば | 13,800円 | 11,690円 |

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

(円/60kg)

| | | |
|--------------|-------------------------------------|--------|
| 品質区分 (品種) | キザキノナタネ きらきら銀河 キラリボシ ナナシキブ | その他の品種 |
| なたね | 8,020円 | 7,280円 |

(参考) 平均交付単価

| 対象作物 | 平均交付単価 |
|------|-------------|
| 小麦 | 6,710円/60kg |
| 二条大麦 | 6,780円/50kg |
| 六条大麦 | 5,660円/50kg |

| 対象作物 | 平均交付単価 |
|------|-------------|
| はだか麦 | 9,560円/60kg |
| 大豆 | 9,930円/60kg |
| てん菜 | 6,840円/t |

| 対象作物 | 平均交付単価 |
|-----------------|--------------|
| でん粉原料用 ばれいしょ | 13,560円/t |
| そば | 13,170円/45kg |
| なたね | 8,000円/60kg |

【算定式】

10a当たり生産費

(直近3年平均)

平均交付単価

=

単収

(直近7年中最高・最低を除く5年の平均)

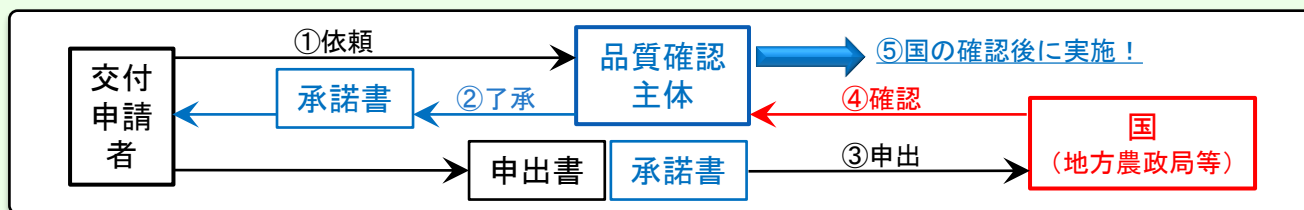
販売価格

(直近5年中最高・最低を除く3年の平均)

※ 面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

※ 交付単価は、消費税率の改定(8%→10%)に伴い、免税事業者等において生じる生産コストの増加分を加算した額を全ての交付対象者に適用しているもので、消費税の課税事業者に対する交付金交付のあり方については検討していきます。

◎ 令和3年産から農産物検査によらない品質区分の確認を実施した場合も、交付対象としています。



※ 交付申請者は、交付申請書に申出書・承諾書を添付の上、最寄りの地域農業再生協議会又は地方農政局等へ、原則として生産年の6月30日までに提出してください。

※ 品質確認主体とは、登録検査機関が農産物検査を実施する際に必要となる器具機材を所有し、品質区分の確認(農産物検査の格付けと同等)を適正に行う能力を有することを国が確認した組織・個人等をいう。

(2) 面積払（営農継続支払）

① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

② 交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

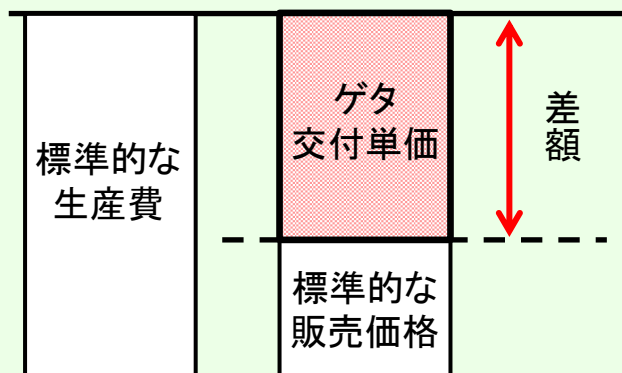
20,000円 / 10a（そばは、13,000円 / 10a）

※ 面積払は、自然災害により当年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、交付されます。

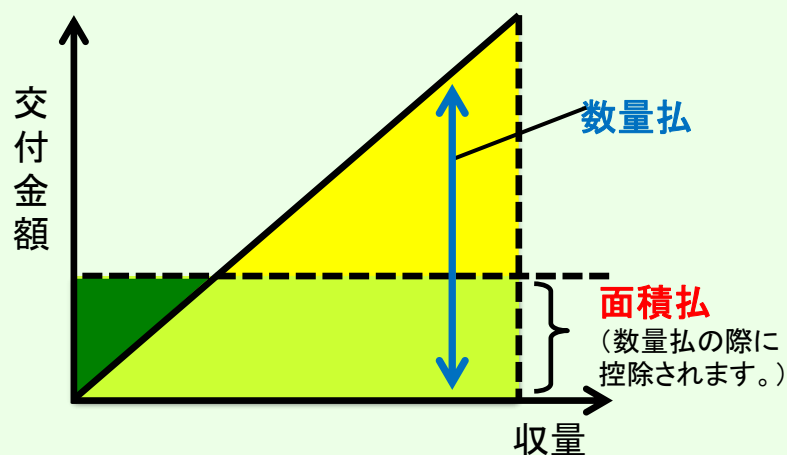
③ 交付対象者

対象作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

交付単価のイメージ



数量払と面積払との関係



- 面積払については、単収^(※)が市町村等別の基準単収の2分の1未満の場合、低単収となった理由書とその証拠書類の提出があり、自然災害等の合理的な理由があることの確認ができない限り、返還または不交付となりますのでご注意ください。
- 申請されている面積払について、交付後に返還となる可能性が高いと判断される場合、生産量の確定後、低単収となった理由書等を確認の上、面積払の交付を判断します。

※ 単収は、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出します。

（所要額：683億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

【対象農産物】

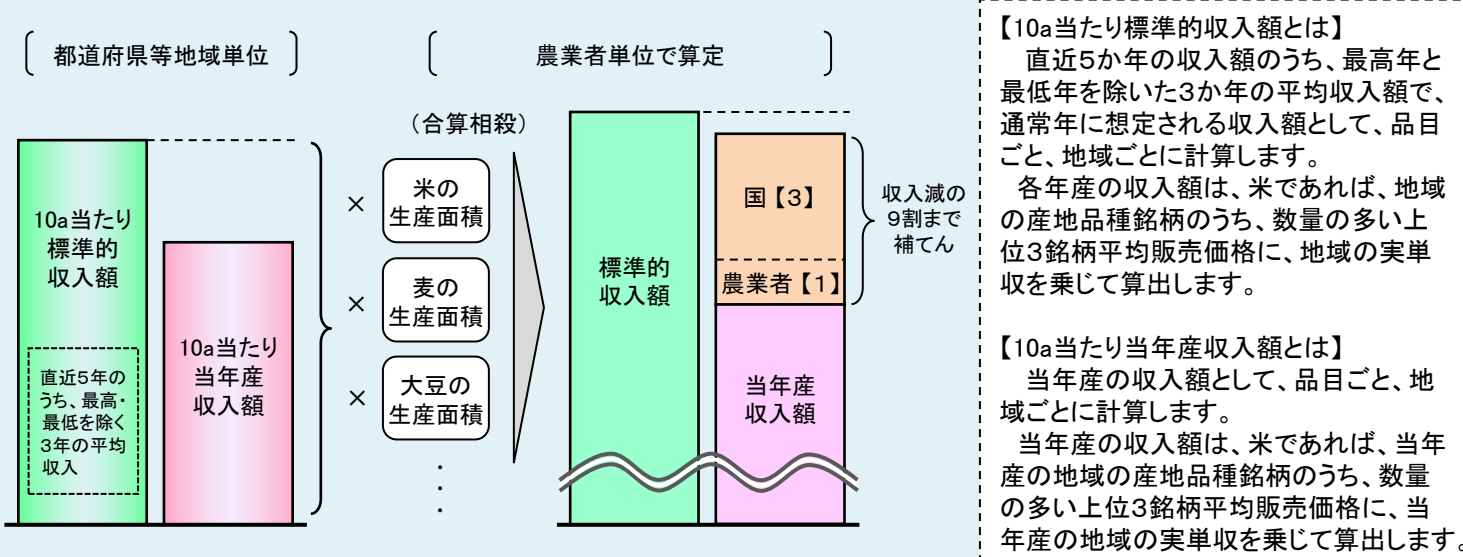
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

（1）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。



収入保険・農業共済との関係

<収入保険>

→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です

<農業共済>

→自然災害等による収穫量の減少を補償

又は

+

<ナラシ対策>

→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

- ・ 収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができます（重複加入はできません。）。
- ・ ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※ 収入保険についての詳細は、36～38ページを参照してください。

(2) ナラシ対策への加入から補てん金支払までの流れ

① 加入申請（積立て申出）【令和4年4月1日～6月30日】

- 農業者は、交付申請書(様式第1号)の裏面(31ページ参照)に、令和4年産の米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、地域農業再生協議会又は地方農政局等に提出してください。
- ⚠ 令和4年産からは、米を生産する予定の場合、出荷・販売契約数量等報告書(新様式)の提出も必要となります(14ページ参照)。

② 積立金の納付【令和4年5月下旬～8月31日】

- 積立額は、国が①の生産予定面積等に基づいて農業者ごとに算定し、通知します。
- 農業者は、国からの通知に基づき、標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額(10%コース)又は20%の収入減少に対応する積立額(20%コース)のいずれかを選んで積立金を納付※してください。

※ 令和4年産から、積立金の納付期限は8月31日となります。

20%コースを選択した場合で前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額を納付します。

農業者の積立額(20%コースを選択した場合)

$$= \text{積立基準収入額(品目ごとの「農業者ごとの生産予定面積} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ \times \underline{4.5\%} (20\% \times 9割 \times 1/4^{(注)})$$

(注) 農業者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が農業者の負担(積立額)となります。

③ 補てん金の交付申請【令和5年4月1日～5月1日】

- 補てん金は、収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量(14～15ページ参照))に基づき、支払われます。
- 農業者は、5月1日までに、ナラシの交付申請書(様式第10-1号)とともに生産実績数量の確認書類を地方農政局等に提出してください。

④ 積立額の確定【令和5年5月下旬～6月頃】

- 積立額は、国が③の生産実績数量を地域の令和4年産単収で換算した面積(面積換算値)に基づいて再計算し、確定します。
- 再計算した積立額が②の積立額よりも少ない場合は、②の積立額との差額が返納され、多い場合は②の積立額が確定した積立額となります。

⑤ 補てん金の算定・支払【令和5年5月下旬～6月頃】

- 補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づいて算定し、支払います。
- 地域の令和4年産単収が平年単収の9割を下回った場合は、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除します。

補てん金の額

$$= (\text{標準的収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ - \text{当年産収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり当年産収入額」の合計)}) \\ \times 9割 - \text{共済金相当額}$$



Aさん

①～② 積立額（加入時）の算定例

| 品目 | Aさんの生産 予定面積 (ha) | 地域の10a当たり 標準的収入額 (円/10a) | Aさんの積立基準 収入額(円) | Aさんの 積立額(円) |
|----|---------------------|--------------------------------|--------------------|----------------|
| | ① | ② | ③=①×② | ④=③×4.5% |
| 米 | 6 | 125,000 | 7,500,000 | 337,500 |
| 大豆 | 4 | 20,000 | 800,000 | 36,000 |
| 計 | | | 8,300,000 | 373,500 |

加入時(予定)

生産予定面積

米 6ha

大豆 4ha

Aさんは
373,500円を
積み立てます※。

※ 前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額となります。

③～④ 積立額（確定）の算定例

| 品目 | Aさんの 生産実績 数量(kg) | 地域の 当年産単収 (kg/10a) | 面積換算値 (ha) | Aさんの 標準的 収入額(円) | Aさんの 積立額 (確定)(円) |
|----|------------------------|--------------------------|---------------|-----------------------|------------------------|
| | ⑤ | ⑥ | ⑦=⑤÷⑥ | ⑧=⑦×② | ⑨=⑧×4.5% |
| 米 | 25,000 | 500 | 5 | 6,250,000 | 281,250 |
| 大豆 | 8,000 | 200 | 4 | 800,000 | 36,000 |
| 計 | | | | 7,050,000 | 317,250 |

交付時(確定)

生産実績数量

米 25,000kg

大豆 8,000kg

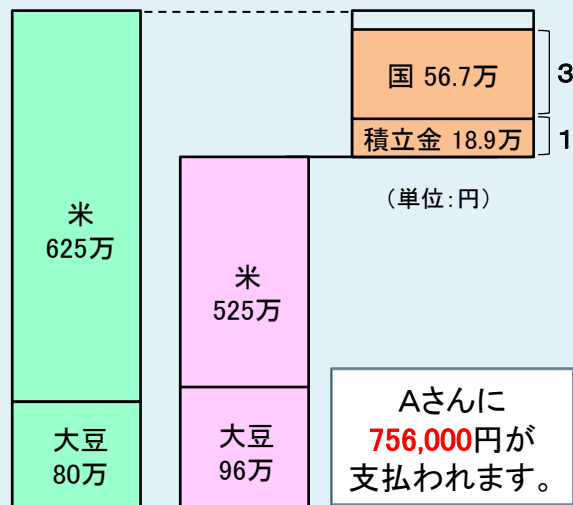
Aさんに
56,250円が
返納されます。

(373,500 - 317,250 = 56,250)

⑤ 補てん額の算定例

| 品目 | 面積換算値 (ha) | 地域の10a当たり 当年産収入額 (円/10a) | Aさんの当年産 収入額(円) |
|----|---------------|--------------------------------|-------------------|
| | ⑦ | ⑩ | ⑪=⑦×⑩ |
| 米 | 5 | 105,000 | 5,250,000 |
| 大豆 | 4 | 24,000 | 960,000 |
| 計 | | | 6,210,000 |

標準的収入額 705万 当年産収入額 621万 補てん額 75.6万



Aさんに
756,000円が
支払われます。

| Aさんの 収入差額(円) | うち、国からの 補てん額(円) | うち、積立金からの 補てん額(円) |
|-----------------|--------------------|----------------------|
| ⑫=(⑧-⑪)×9割 | ⑬=⑫×3/4 | ⑭=⑫×1/4 |
| 756,000 | 567,000 | 189,000 |

※ 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。

補てんに充てられなかった積立金の残額(128,250円(⑨-⑭))は、翌年産の積立金の一部に充当されます。

(4) ナラシ対策の補てん対象（生産実績数量）

- 令和4年産から、ナラシ対策の補てん対象となる米は、需要に応じた米生産を後押しする観点から、農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等となります。
- このため、米を生産する予定の農業者は、加入申請時（生産年の6月30日まで）に、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が新たに必要となります。

米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの（種子は除く）で、

- (1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したものの
- (2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたものが対象です。

麦、大豆等

ゲタ対策（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

「出荷・販売契約数量等報告書」について

農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの（生産年6月30日時点）。

- (1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米： 取引先ごとの契約数量
- (2) (1)以外へ直接販売する米： 販売チャネル（①卸・小売、②中食・外食、③消費者、④その他）ごとの計画数量及び前年実績

（抜粋イメージ） 出荷・販売契約数量等報告書

- (1) JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

| 出荷・販売先 | 契約数量 |
|--------|------|
| JA〇〇 | 〇〇kg |
| ▲▲商店 | ▲▲kg |

- (2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

| 販売先区分 | 計画数量 | (参考) 前年実績 |
|-------|------|-----------|
| ①卸・小売 | 〇〇kg | 〇〇kg |
| ③消費者 | ▲▲kg | ▲▲kg |

注1) (1)の契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください。

注2) (1)の契約数量と(2)の計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となっているように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることがあります。

出荷・販売実績（生産実績数量）の確認資料

- 収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量)は、農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象となります。
- この場合、米については、農産物検査結果通知書に代え、主食用として販売された米の数量等を確認できる書類を追加で提出していただくことが必要です。
(麦、大豆等の米以外品目は、ゲタ対策の数量払と同じです(9ページ参照)。)

農産物検査で格付けされた米

- 出荷・販売した数量を確認できる書類
(販売伝票等)
- 農産物検査結果通知書（3等以上）



それ以外の米

- 出荷・販売した数量を確認できる書類
(販売伝票等)
- 販売先において主食用途とすることが決定していることが確認できる書類
(販売先の確約書又は契約書等)
- 1. 70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類
(1. 70mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売伝票等)
- 水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類
(水分含有率16.0%以下であることを明記した販売伝票等)
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- 産地、品種※、産年が確認できる書類
(種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等)
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る

注) 確認書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

出荷・販売実績が加入申請時の契約・計画数量と異なる場合（当面の取扱い）

(1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米

- ⇒ 原則、取引先ごとに6月30日時点の契約数量がナラシ対策で補てん対象とする生産実績数量の上限となります。
ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。

(2) (1)以外へ直接販売する米

- ⇒ 実需と結びついているため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量がナラシ対策で補てん対象とする生産実績数量となります。

4 水田活用の直接支払交付金

(令和4年度予算概算決定額：3,050億円)

水田で食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者を支援します。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田※で生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

- ※ 交付対象水田
- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
 - ・ 現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない方針

(2) 支援内容

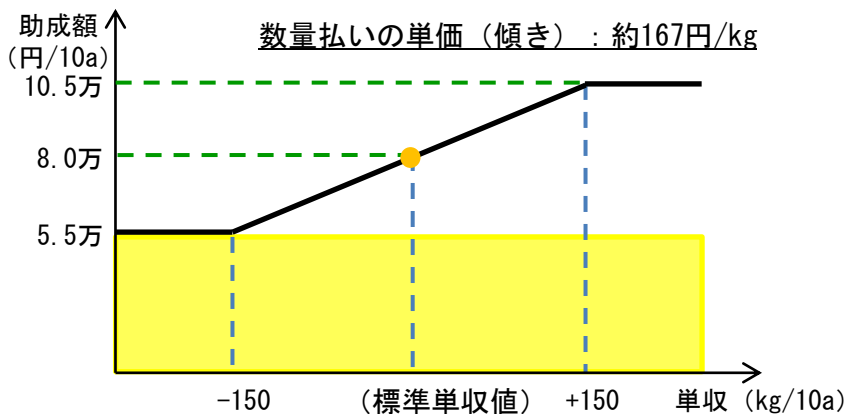
① 戦略作物助成

➤ 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

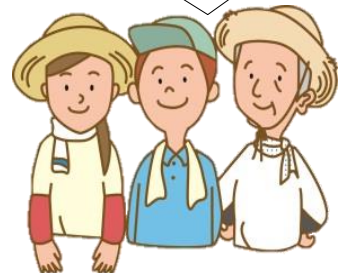
| 対象作物※ ¹ | 交付単価 |
|-------------------------|--|
| 麦、大豆、飼料作物※ ² | 35,000円/10a※ ³ |
| WCS用稲 | 80,000円/10a |
| 加工用米 | 20,000円/10a |
| 飼料用米、米粉用米 | 収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a※ ⁴ |

- ※¹ 基幹作のみ対象 ※² 飼料用とうもろこしを含む
 ※³ 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援
 ※⁴ 過去実績から標準単収以上の収量が確実に認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価（8万円/10a）で支援

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）>



収量が増えるほど助成額が増えるのかあ…
 努力が報われる仕組みだね！



- ・ 数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法※により助成対象数量が確認できることを条件とします。 ※ ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認
- ・ 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量}}$$

(小数点以下切り上げ)

② 産地交付金

基本的運用

- 「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、当年産の以下の取組に応じて、都道府県に対して以下を追加配分します。

| 取組内容 | 配分単価 |
|--------------------------------------|-------------|
| そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物※の作付け（基幹作のみ） | 20,000円/10a |
| 新市場開拓用米の複数年契約（3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分） | 10,000円/10a |
| 飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和2年・3年からの継続分のみ） | 6,000円/10a |

※ 有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

助成内容の設定

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。
 - ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること
 - ② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと（例：品位の低いもののみへの加算）
 - ③ 主食用米、備蓄米、不作付地への助成は行わないこと 等

適切な使途設定の徹底

- 単価設定の根拠を明示
各地域の主食用米の所得水準等に照らした適切な単価設定を行うこと
- 取組の定着度に応じた適切な支援年限の設定など、作付転換等の推進に効果的なものとなるよう支援内容を継続的に見直し
 - ・ 必要以上の期間にわたって、同一品目を同単価で支援しない
 - ・ 転換初年度の単価を高くし、2年目以降は引き下げる 等

水田収益力強化ビジョン

- 「水田フル活用ビジョン」を発展させ、高収益作物の導入等による収益力強化や、畑地化を含む水田の有効利用を含め、産地としての課題と対応方向等を明確化したものです。

○ 主な規定項目

- ・ 作付の現状、地域が抱える課題
- ・ 高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標
- ・ 畑地化を含む水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標
- ・ 作物毎の取組方針（課題、生産性向上等に向けた取組、需要の確保・開拓に向けた取組、活用施策等）
- ・ 作物毎の3年以内の作付予定面積等

○ 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- ・ 課題、支援対象作物、支援単価、具体的な要件
- ・ 使途毎の3年以内の目標（課題の達成状況が評価可能な定量的な目標） 等

※ 都道府県段階及び地域農業再生協議会での検討を経て作成の上、都道府県から国に提出

※ 各都道府県・地域における産地交付金による助成内容（対象作物・単価・要件等）の概要を含め、各都道府県・地域の水田収益力強化ビジョンを公表

③ 水田農業高収益化推進助成

基本的運用

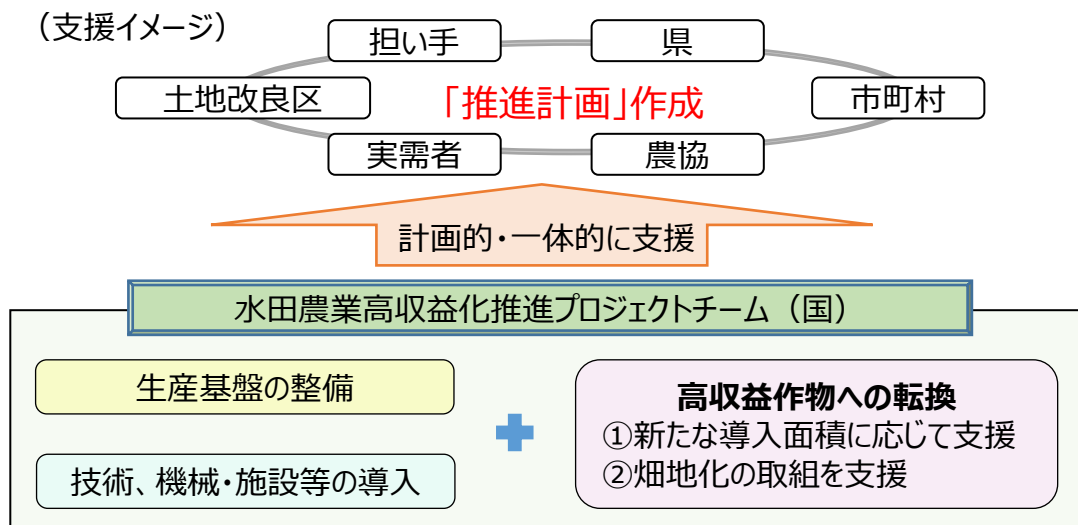
- 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援します。
- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

① 高収益作物定着促進支援（20,000（30,000※¹）円/10a×5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）

② 高収益作物畑地化支援（175,000円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援※²。

③ 子実用とうもろこし支援（10,000円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※¹ 加工・業務用野菜等の場合
※² 令和5年度までの時限単価。
その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援



水田農業高収益化推進計画

- 「水田農業高収益化推進計画」は、水田地域で高収益作物の導入・定着等を図るため、以下の内容を盛り込み、都道府県が策定するものです。

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

④ 都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5,000円/10a）で国が追加的に支援します。

⑤ 水田リノベーション助成

基本的運用

➤ 産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※1～3

※1 基幹作のみ対象

※2 予算（20億円）の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

※3 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

(3) 令和4年度における水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し全体像

【令和3年度】

①飼料用米等の複数年契約加算、拡大加算

・飼料用米・米粉用米の複数年契約加算
：1.2万円/10a

・転換作物拡大加算：1.5万円/10a
・高収益作物等拡大加算：3.5万円/10a

②地力増進作物への支援

③交付対象水田

・水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は交付対象水田から除外

④多年生作物（牧草）に対する支援

・当年産において播種を行わず収穫のみを行うものも含め、すべての飼料作物を3.5万円/10aで支援

⑤高収益作物畑地化支援

・品目を問わず17.5万円/10aで支援

⑥産地交付金の運用ルール

・取組の定着度に応じた単価や支援年限の設定

【令和4年度】

・取組率が約9割に達し、複数年契約推進の効果が薄れてきているため、経過措置として、継続分（R2～、R3～）を対象に0.6万円/10aを支援
・新市場開拓用米の複数年契約加算（1.0万円/10a）を創設
・拡大加算は、転換拡大を支援する水田リノベーション事業と趣旨が重複するため廃止

・計画的な地力増進作物による土づくりの取組に対する支援（2.0万円/10a）を創設

・現行ルールを再徹底
・現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は交付対象水田としない方針

・生産コストを踏まえ、当年産において播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する戦略作物助成の単価を見直し
当年産において播種から収穫までを行うもの：3.5万円/10a
当年産において播種を行わず収穫を行うもの：1.0万円/10a

・高収益作物による畑地化を加速させるため、単価を見直し
高収益作物 17.5万円/10a
その他作物 10.5万円/10a

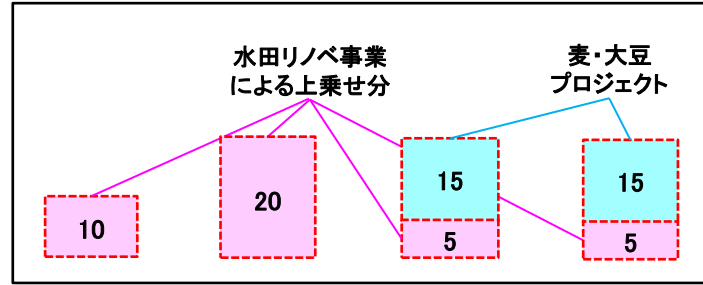
・現行ルール（取組の定着度に応じた単価や支援年限の設定）を再徹底
・用途設定の透明性を向上（助成内容の公表）

(参考) 令和4年度の水田における麦、大豆、非主食用米等の所得 (10a当たりのイメージ)

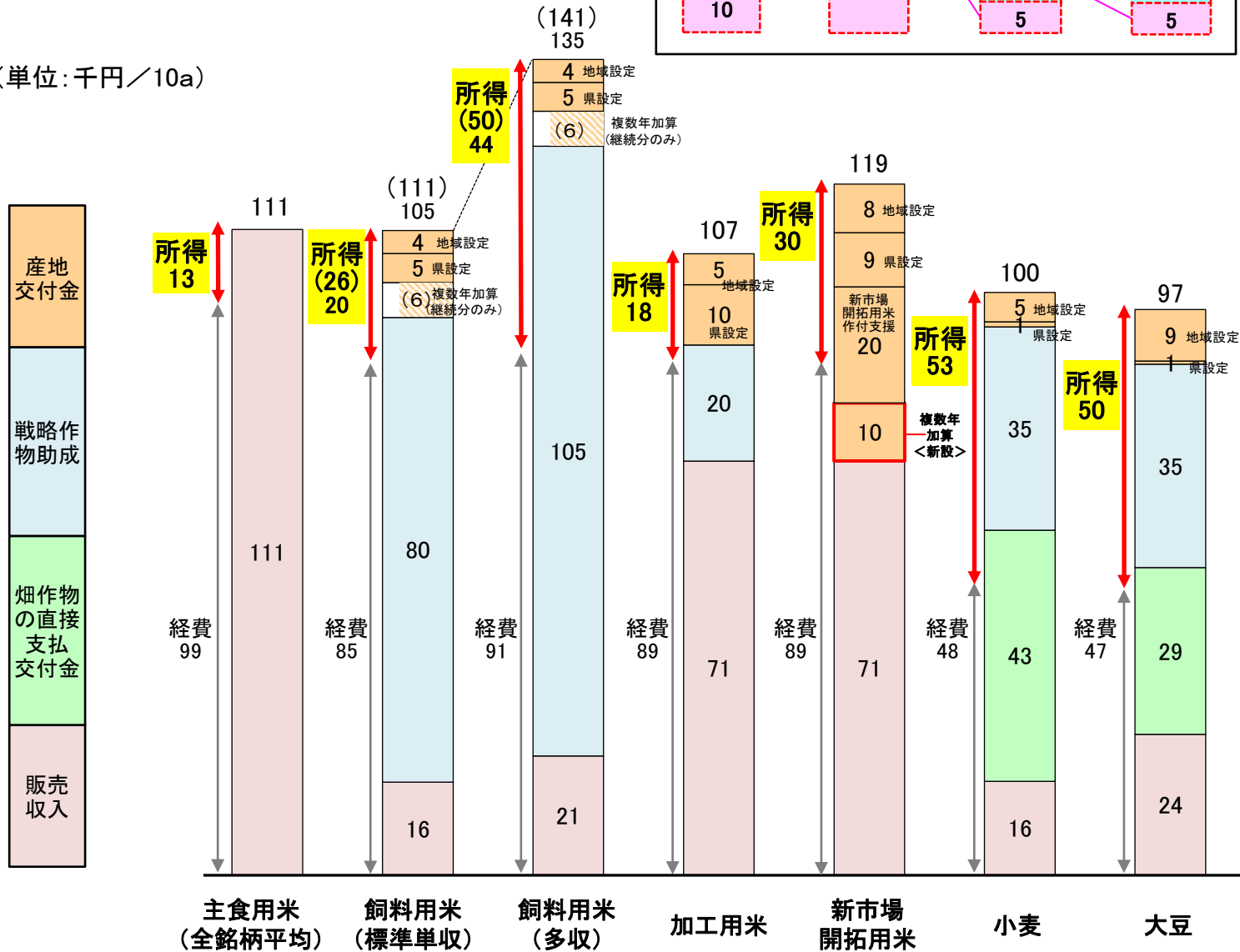
【都道府県連携型助成】

県の独自支援への
上乗せがあった場合
※R4での拡大分
※最大10千円/10a

国:5
県による支援:5



(単位:千円/10a)



| 労働時間(時間/10a) | 23 | 23 | 24 | 23 | 23 | 5 | 7 |
|--------------|--------------|-------------|-----------|------|---------|----|----|
| | 主食用米 (全銘柄平均) | 飼料用米 (標準単収) | 飼料用米 (多収) | 加工用米 | 新市場開拓用米 | 小麦 | 大豆 |

- 注1) 販売収入
- 主食用米の販売収入は、令和3年産(9~12月)の相対取引価格から算定。
 - 小麦、大豆の販売収入は、平成29年産から令和元年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
 - 飼料用米、加工用米、新市場開拓用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。
- 注2) 産地交付金
- 産地交付金の県設定および地域設定単価については、令和3年計画ベース(5月末)の平均交付単価。
 - 飼料用米の複数年契約加算は令和2年・令和3年からの継続分の取組のみ対象。
- 注3) 経営費及び労働時間
- 経営費は農産物生産費統計の全国平均(小麦、大豆は平成29~令和元年の平均、その他は令和2年)及び聞き取りによる手数料及び流通保管経費等により算定。
 - 飼料用米の単収が標準単収値+150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kg当たりの施肥及び収穫・調製に係る費用及び労働時間を加えて算定。
- 注4) 上乗せ支援
- 水田リノベ事業上乗せ分は、水田リノベーション事業の支援単価(麦・大豆・新市場開拓用米:4万円/10a、加工用米:3万円/10a)と戦略作物助成(麦・大豆:3.5万円/10a、加工用米:2万円/10a)・産地交付金(新市場開拓用米:2万円/10a)との差額。
 - 麦・大豆プロジェクトは水田麦・大豆生産性向上事業による団地化推進の要件を満たし、新規に営農技術を導入する面積について、事業に採択された場合に支援(最大1.5万円/10a)。

※ ラウンドの関係上、計と内訳が一致しない場合がある。